

はどうなるのか。そのような場合、接種時間を延長したり日程変更等の措置が可能なのかどうか、などであります。

これらの点について理事者側からも、一、バス送迎により一時に多くの人を送り込まれた場合、現体制では困難を招くおそれがある。二、現行体制においてはまだまだ利用者に不便をかけている面もある。これらの改善が急務であると考えている。三、現在の体制を変更するには医師会と協定をやり直す必要がある。いままでどりの方法でいましてはうまくやらせてほしいなどの発言がありました。

このような慎重なる審査の結果、去る二月二十日の委員会において審査を終わり、起立により採決の結果、採択すべしという者一名にて、本請願は不採択と決定した次第であります。

何とぞ、よろしく御審議の上、当委員会報告どおり御決定賜りますようお願いし、委員会報告といたします。

○議長(小林菊三君) 以上で委員長の審査報告は終わりました。これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 以上で質疑を終わります。

本請願第三号に対する委員会報告は不採択と決定であります。

これより起立により採決いたします。

お諮りいたします。

請願第三号は、採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(小林菊三君) 起立少数であります。よって請願第三号は、委員会報告どおり不採択と決定いたしました。

○議長(小林菊三君) 日程第十一陳情第四号原子爆弾被爆者の援護法制定促進決議に関する陳情書を議題といたします。

本件については、厚生委員会に審査を付託しておりますので、委員長から報告を願います。

(厚生委員長 関 米吉君登壇)

○厚生委員長(関 米吉君) 陳情第四号原子爆弾被爆者の援護法制
定促進決議に関する陳情書に関する審査報告を申し上げます。

本陳情は、去る十二月二十日議会上に上程され、同日当委員会に付託とな
り、去る二月二十日開催の委員会において審査されたものであります。審査
結果は、お手元に御配付の報告書のとおりであります。

審査報告書の朗読は省略させていただきます。審査内容につきまして、その
大略を報告させていただきます。

(陳情審査報告書) 別添参照

本陳情の審査に当たっては、各委員より、趣旨は十分理解できるところに
採択すべきであるとの意見が多く発言され、また議会議事務局長からも
他市について調査したところ、同趣旨のものが諸願、または陳情という形
で出ている所が多い。二十三市を調べたところ、提出されている所が七市、
すでに採択されている所が立川、国立、青梅、三鷹、調布、東久留米、
日野、東村山、東大和、小金井の十市で、ほとんどの関係方面への意見書
の提出も終わっている。不採択は稲城市の一市だけ。審査継続中のものは

八王子、国分寺、秋川、府中、田無の五市であるとの報告があり、審査直
終わり、採決の結果、当委員会としては、全員一致で本陳情は採択すべき
ものと決定した次第であります。

何とぞ、よろしく御審議の上、当委員会報告どおり御決定賜りますよう
お願いし、審査報告といたします。

○議長(小林菊三君) 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 以上で質疑を終わります。
お諮りいたします。

陳情第四号に対する委員会の報告は採択と決定であります。
本件は委員会報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 御異議なしと認めます。よって陳情第四号は、委員
会報告どおり採択と決定いたしました。

陳七 議三六 議三十七 議三十八 議三十九 陳一 請一 請三 陳四

○議長(小林菊三君) 日程第十二陳情第七号町会において管理運営する
掲示板の設置に関する陳情書を議題といたします。

本件については、厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から
報告を願います。

(厚生委員長 関 米吉君登壇)

○厚生委員長(関 米吉君) 陳情第七号町会において管理運営する掲示
板の設置に関する陳情書に関する審査報告を申し上げます。

本陳情は、去る十二月二十日議会上程され、同日当委員会に付託と
なり、当委員会は、二月二十日審査を行ったものであります。

委員会の審査結果は、お手元に御配付の報告書のとおりであります。が、
報告書の朗読は省略させていただきます。審査内容につきまして、その大略を御
報告いたします。

(陳情審査報告書) 別添参照

本陳情については、まず関係部課長より、現在市内には三十二町会ある

が、掲示板を設置している所は福東町会の二十六ヵ所が最も多く、全く掲
示板のない所もある。掲示板のない町会では、他人のへいなどにポスター等を
掲示している実情である。との報告があり審査に入りました。

各委員から、陳情の趣旨は了とされるので採択すべきであるとの発言が
行われ、また関係部長からも、本陳情が採択された場合は、市としても積
極的な助成を図りたいとの発言があつて審査を終わり、採決の結果、当
委員会は、全員一致をもって本陳情は採択すべきものと決定した次第であり
ます。

何とぞよろしく御審議の上、当委員会報告どおり御決定賜りますよう
お願いし、審査報告といたします。

○議長(小林菊三君) 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君) 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

議四 議三十 議八 議九 議十一 議十二 議十三 議十九 第一定 第三日 追悼の発言

陳情第七号に対する委員会報告は採択と決定であります。
本件は委員会報告どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ音あり)

○議長(小林菊三君) 御異議なしと認めます。 ようて陳情第七号は、委員会報告どおり採択と決定いたしました。

○議長(小林菊三君) 追加日程第一議案第三十号福生市一般職員の昭和五十五年三月期期末手当の支給割合等を定める条例を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

(企画財政部長兼総務部長 上野重勝君登壇)

○企画財政部長兼総務部長(上野重勝君) 御指名をいただきましたので、議案第三十号福生市の一般職員の昭和五十五年三月期期末手当の支給割合等を定める条例につき、提案理由並びにその内容について御説明を申し上げます。

本条例案は、一般職員の三月期の期末手当の支給割合を給与月額
の百分の五十と定めようとするものでございまして、なお附則におきまして、
支給日が三月一日から十五日以内となっておりますのを、三月一日から二十日以内
というふうに読みかえようとするものでございます。

大変雑駁でございするが、提案理由の説明といたします。

○議長(小林菊三君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○九番(小野沢久君) 百分の五十ということですが、一人平均ですとどのくら
いになりますか。

それとプラスアルファについては、どういうふうになっておりますか。二点お願い
いたします。

○企画財政部長兼総務部長(上野重勝君) 一人平均は十万五千六百二十二円
でございます。

なおプラスアルファにつきましては、まだ他市との動向が判然といたしません
ので、決定をいたしておりません。

○九番(小野沢 久君)

ソウしますとプラスアルファが決定した時点で、プラスアルファ分を支給するわけですが、プラスアルファに対する条例上の解釈はどういう解釈をするわけですか。

○企画財政部長兼総務部長(上野重勝君)

市長が予算の範囲内で支給できるというふうになっております。

(「了解」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君)

以上で質疑を終わります。

○五番(東浦春浪君)

この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第三十号については、委員会付託及び討論を省略し、原案のとおり可決されることを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君)

お諮りいたします。

ただいま東浦春浪君から、本案は原案どおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君)

御異議なしと認めます。よって議案第三十号は、原

案どおり可決いたしました。

○議長(小林菊三君)

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会審査のため、明十二日から二十四日まで、十三日間休会いたします。と思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小林菊三君)

御異議なしと認めます。よって明十二日から二十四日まで、

十三日間休会することに決定いたしました。

なお次回本会議は、三月二十五日午前十時から開きます。

本日はこれをもって散会いたします。

午前十一時三十九分 散会

昭和五十五年度福生市一般会計予算審査特別委員会委員長及び
同副委員長の互選結果報告

昭和五十五年度福生市一般会計予算審査特別委員会
同副委員長と互選の結果、次のとおり決定したので報告します。

一、昭和五十五年度福生市一般会計予算審査特別委員会

委員長

塩野鉄之助

同副委員長

東田 正治

昭和五十五年三月十一日

昭和五十五年度福生市一般会計予算審査特別委員会

委員長 豊井 茂次

福生市議会議長

小林 菊三 殿

(五)

福総庶発第三千百五十六号

昭和五十五年三月十一日

福生市議会議長

小 林 菊 三 殿

福生市長 石 川 常太郎 印

追加議案の送付について

昭和五十五年第一回福生市議会定例会に提案するため、次の議案を追加して送付します。

一 議案第三十号 福生市の一般職員の昭和五十五年三月期期末手当の支給割合等を定

める条例

審査報告

請願審査報告書

- | | | | |
|----|--------|--------------|----------------------|
| 一件 | 名 | 請願第三号 | 健康センター送迎用バス実現に関する請願書 |
| 二 | 委員会付託日 | 昭和五十四年九月十一日 | (第三回福生市議会定例会) |
| 三 | 委員会開会日 | 昭和五十四年九月十二日 | 午前九時 |
| | | 昭和五十四年十二月十二日 | 午前九時 |
| | | 昭和五十五年二月二十日 | 午後一時 |

本委員会に付託された右請願については、審査の結果賛成少数で、次の理由により不採択とすべきものと決定した。

(理由)

バス運行方法及び同センターの受け入れ態勢等から考慮し、時期尚早である。
右のとおり報告いたします。

昭和五十五年二月二十日

厚生委員会

委員長 関

米 吉

福生市議会議長 小林 菊三 殿

福生市議会議員 小林 菊三 殿

委員長 関 米吉

厚生委員会

昭和五十五年二月二十日

右のとおり報告いたします。

本委員会は、昨般に於て、審査の結果、採択とすべきものと決定した。

（附函）

附函に、本委員会の意見書が添付されております。

本委員会は、昨般に於て、審査の結果、採択とすべきものと決定した。

昭和五十五年二月二十日 午後一時

昭和五十四年十二月二十日（第四回福生市議会定例会）

昭和五十四年十二月二十日 午後一時

昭和五十四年十二月二十日（第四回福生市議会定例会）

昭和五十四年十二月二十日 午後一時

昭和五十四年十二月二十日 午後一時

審査報告

陳情審査報告書

一件 名 陳情第四号 原子爆弾被爆者の援護法制定促進決議に関する陳

情書

二 委員会付託月日 昭和五十四年十二月二十日（第四回福生市議会定例会）

三 委員会開会月日 昭和五十五年二月二十日 午後一時

本委員会に付託された右陳情については、審査の結果、採択とすべきものと決定した。

右のとおり報告いたします。

昭和五十五年二月二十日

厚生委員会

委員長 関

米吉

福生市議会議長 小林 菊三 殿

審査報告

陳情審査報告書

一件

名 陳情第七号 町会において管理運営する掲示板の設置に関する

陳情書

二 委員会付託月日 昭和五十四年十二月二十日 (第四回福生市議会定例会)

三 委員会開会月日 昭和五十五年二月二十日 午後一時

本委員会に付託された右陳情については、審査の結果、次の意見を付して採択の上、執行機関に送付すべきものと決定した。

(意見)

願意は了とされるので、意に沿うよう努力されたい。
右のとおり報告いたします。

昭和五十五年二月二十日

厚生委員会

委員長 関

米 吉

福生市議会議長 小林 菊三 殿